

Title	一六世紀後半のローマ都市エリート層の変遷
Sub Title	The transformation of the civic elite of Rome in the second half of the sixteenth century
Author	原田, 亜希子(Harada, Akiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	2015
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.84, No.1/2/3/4 (2015. 4) ,p.465(465)- 492(492)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	文学部創設125年記念号(第1分冊) 論文 西洋史
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20150400-0465

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一六世紀後半のローマ都市エリート層の変遷

原田 亜希子

はじめに

一四二〇年のマルティヌス五世のローマ帰還以降、積極的に世俗統治に乗り出した教皇によって一六世紀を通じて形成された「教会国家」は、その内部に政治・文化・経済基盤など大きく異なる諸要素を抱えながらも、一六世紀中ごろからは教皇自らが「国家 (Stato)」という言葉を公的に用いるまでに発展した。近世イタリアを形成するきわめて重要な要素である。そのため教会国家に関しては、他のイタリア諸国同様、その国家のあり方をめぐって様々な研究がなされてきた¹⁾。中でも一九九〇年以降、首都であるがゆえにそれまで低く評価されてきたローマ市当局の実態を、実証的見地から見直す試みがなされている²⁾。近世国家としての教会国家体制が確立し

た一六世紀以降についても、都市の利益を代弁する存在としてローマ都市政府がその機能を維持していたことが積極的に評価されるようになってきた³⁾。

しかしながら、都市政府の担い手である都市エリート層の実際の構成要素・役職就任状況に関しては、従来の研究ではほとんど関心が寄せられてこなかった。世襲制ではないという教皇座の特殊性の下に発展した教会国家の首都として、絶え間ない外国人の流入や、都市政府と教皇庁の密接な人間関係を考慮するならば、都市エリート層の内実に触れることなく、都市政府の実態を述べるのでは説得力に欠けるものとならざるを得ない。本稿は、都市政府に集い、都市の利益と密接に結びついていたローマ都市エリート層が何をもって構成され、都市の急激な社会変化の中でどのように変遷していったのかを、

特に都市の流動性の高かった時代といわれる一六世紀後半において考察することを目的とする。

一 ローマ都市エリート層 — 研究動向と本稿の目的 —

はじめに今回のテーマである「都市エリート層」という用語に関して簡単に整理したい。ここでいう都市エリート層とは、教皇庁の役職を務めるイタリアやヨーロッパの重要家系⁽⁴⁾、一四世紀の反マニヤーティ規定によって都市政府の役職から排除された伝統的ローマ封建貴族 (Baroni あるいは Magnifici viri と呼ばれる。以下バローニ⁽⁵⁾) ではない。その下位に位置する集団を指す。彼らは実際の史料の中では「nobiles viri」や「gentili(h) nomini」の語によって示され、一七世紀以降爵位を得ることで徐々に貴族化していくものの、本稿が考察対象とする一六世紀後半には今だ爵位を持つ者は少ない⁽⁶⁾。むしろ都市政府に参加する者、すなわち公的な活動に携わる者として gentiliomini とみなされたことが一六世紀初頭のアルティエーリの著作からも確認できる⁽⁷⁾。そもそもローマにおける gentiliomini とは、バローニを排除して都市の役職を担うことになったポポロとノービレと呼ば

れる二つの集団が、一四世紀以降の都市経済の発展や、教皇という共通の敵を前に徐々に融合したことで形成されていったものである⁽⁸⁾。特にローマの伝統的経済活動である近郊での農業経営や、葉種商、金融業、サービス業など都市の様々な商業活動によって経済的に台頭した家系がエリート層を形成していくことになった。しかし他のイタリア都市のような閉鎖化はまだみられず、その後も流動的であったために常に新しい人々の浸透が進み、最終的には一七四六年の都市貴族の「黄金の書 (Libro d'oro)」の成立によって初めて法的に確立することになった⁽⁹⁾。しかしながら、このように流動性が高く、いかなる法的資格基準もなかったとはいえ、一五世紀には婚姻関係や同信会での活動、経済規模や生活様式、都市政府での活動を通じて一つの社会的カテゴリーとしてすでに存在していたことが現在多くの研究者の共通の見解となっている⁽¹⁰⁾。また実際の史料においても、一五九〇年のグレゴリウス一四世の教皇就任式において、揃いの服を着た五〇人の gentiliomini がローマの都市代表として初めて正式に参加したことが記されており、少なくともこの頃には教皇庁側からも一つの階層として認識されていたことが確認できる⁽¹¹⁾。なお研究書の中には「貴族

〔Nobilita〕と表記されることもあるが、この語の持つ固定概念が解釈の妨げとなることをカロッチは指摘しており、本稿でも都市社会の有力家系、指導者集団を指すものとして「都市エリート層」の語を使用することとする。

次にこのような都市エリート層に関する近年の研究状況を概観したい。先に述べたとおり一九九〇年以降、都市ローマの社会構造や行政組織を理解しようとする動きは、都市エリート層に対する関心をも高めることとなった。そのことを端的に示しているのが、二〇〇〇年以降相次いで公刊された中世・近世の『ローマ貴族』に関する論文集である。¹⁴ローマは他の都市と比べて家系に関する史料が著しく乏しいが、新しく発表されたこれらの研究では、公証人文書や関税記録など断片的な史料を用いることで、主に都市エリート層の経済活動を再構築する試みがなされた。特にパレルモはフィレンツェ人ら外国人商人の流入によって活動の場を奪われ、長らく受動的な存在とみなされてきたローマ商人に対するイメージの払拭を図った。¹⁶またローマの主要聖堂参事会における伝統的ローマ市民の割合や彼らのアイデンティティの源であった同心会での活動、¹⁷さらに住居や生活様式、古代

コレクシオンなどを通じた文化活動に注目した研究¹⁹も発表されている。しかしこれらの研究では、都市エリート層を定義する際の重要な要素である、都市政府の担い手としての側面、すなわち都市政府での役職就任状況に関してはほとんど触れられてこなかった。

このような研究の遅れの原因としては、当時の社会状況や同時代人の著作を過大評価してきた点が指摘できる。特に近世におけるローマの急激な人口増加²⁰が、内部の生産力によるものではなく、もっぱら教皇庁の存在にひかれてやってきた外国人によるところが大きかったことは多くの研究者によって指摘されている。一五世紀以降、教皇庁役職者の聖職者化と官職売買の拡大、さらに長子相続制の定着も相まって、イタリア中の有力家系の次三男は昇進の可能性を求めてローマに駆けつけた。彼らにとって教皇庁内の高位役職を得ることは、在地における自らの家門の支配権強化にもつながった。²¹教皇が世襲制ではなかったこともこの勢いに拍車をかけた。特に一六世紀にはローマ教皇が少なかったこともあり、教皇が代わるごとに教皇の同郷人がローマに押し寄せることになった。このような教皇庁の発展はローマを経済投資の場とし、フィレンツェ人をはじめとした様々な企業家に

新たな活動の機会をもたらした。近世における都市ローマ唯一の人口調査の記録からは、一五二七年のローマ劫略直前のローマ住民のうち、生粋のローマ市民の割合は約二七・九%に過ぎなかったことが指摘されている。この数値は確実にローマ市民であることが史料から確認された人物のみを数えているため、そのまま受け取れることは危険だが、少なくとも、ローマ市民であることを証明できる人物が当時に少なかったかということは確認できるだろう。

また一六世紀には、このようにローマに新しくやってきた者に、都市政府に参入するため必要な市民権の授与が増えたことも確認されている。カメラノは教皇の在位年ごとに市民権取得者の数を算出し、一六世紀には年平均四〇人に市民権が授与されていること、なかでも都市政府と対立していたピウス四世やシクストゥス五世といった教皇の下では特に多いことを指摘した²⁴。またモーリは市民権を取得し都市政府に参入し得た者の数が一五六〇年から一六〇八年の間には一一〇四名、一六〇九年から一六四四年の間には二〇一名と、一六世紀後半は流動性が高かったことを明らかにした²⁵。

これらの数値の印象をさらに強めるのが同時代人の著

作である。アルティエーリやアルベリーニはともにローマ人としての伝統を誇る家系を代表して、一六世紀前半のローマ人の没落と、彼らが教皇庁に集まる外国人に取って代わられるさまを痛烈に批判した。特にアルティエーリは「今や世界中の人々の餌食と化した」ローマで、実質においても権限においても没落していくローマの伝統的家系の名前を地区ごとに列挙した²⁶。またアルベリーニはローマ劫略の悲劇を、教皇庁のよそものたちが都市の全権を握っていることに全面的責任があるとし、「ローマにおいて今やローマ人は少数派に過ぎず、教皇の意のままになって」おり、それによって古代ローマの正統な後継者である多くのローマ人の血が流されたと嘆いた²⁷。

これらのことから実際の役職者名簿を用いることなく、都市役職者層への外国人の進出が無条件に強調されてきた。確かに、社会状況の変化が都市役職者に与えた影響は否定できない。とはいえ、実際に役職を務めた人物を考慮することなく結論を出すのは早急といえるだろう。同時代人の著作は、当時の社会状況を反映する一方で、イデオロギー色が強い点も考慮する必要がある。実際アルティエーリが著作の中で伝統的ローマ人として挙げて

いる者の中には、実際には一五世紀前半の段階ではローマに居住していなかった家も含まれていることをモデーリアーニは指摘している。⁽²⁸⁾ またアルテイエーリやアルベリーニも教皇庁の存在を批判する一方で、その教皇庁がもたらす利益に無関心なわけではなかった。このことはどちらの家系も教皇庁の役職に進出していることから明らかである。⁽²⁹⁾ つまりローマ都市エリート層の変遷は、都市政府を担っていた伝統的家系と教皇庁に集う外国人勢力との間の単純な二項対立だけでも語れないのである。

そこで、本稿では都市当局での評議会参加者や役職者名簿⁽³⁰⁾を用いて、実際に都市政府に関与していた人物・家系を具体的に検討することで、一六世紀後半における都市エリート層の変遷を考察していくこととする。

二 一六世紀後半におけるローマ都市政府の役職者選出方法

では一六世紀後半のローマ都市政府の制度的枠組み、役職者選出方法の規定とはどのようなものであったのだろうか。教皇の帰還以降、教会国家の首都としての急激な変化に対して、伝統的特権を保持しつつも、生き残りをかけて現状に適応する必要に迫られた都市政府は、一

六世紀を通して制度改革を行った。一五八〇年に出された都市条例はまさにこのような改革の集大成として、都市政府の体制を明確に定めている。⁽³¹⁾ 中でも顕著な変化は従来の外国人セナトールに代わってローマ人コンセルヴァトーレが都市政府の中心を担う体制が確認されたことだ。セナトールはその権限を司法権に限定され、任命に関しても教皇の介入を大きく受けたことから市内での実質的権限を失い、その代わりにコンセルヴァトーレをトップとし、ローマ一三地区の地区長らローマ人役職者による政治体制が強化された。⁽³²⁾ このような制度改革と同時に、一五八〇年の都市条例で都市政府の存続をかけた重要な問題として考慮されたのが、都市の役職者選出方法に関する規定である。

都市政府に参入して都市エリート層とみなされるための第一条件であるローマ市民権授与に関しては、一五二三年の都市条例以降の史料が残っている。⁽³³⁾ 一五二三年の都市条例によると、その資格はローマに住み、市内・外の不動産を所有し、ローマ市民の妻を持つ者と定められた。この条件は在住外国人にとって比較的容易なものであったといえる。しかし一五八〇年の都市条例では、さらに市民権授与に関して、市民権を求める者は請願書を

作成し、これを二名の小評議会評議員が議会に提出して、全メンバーの三分の二の承認を得ること、さらに請願者は大評議会への出席が義務付けられ、最終的に大評議会での承認なくしては市民権が授与されないことが確認された。³⁴⁾ 例外として、著名な人物や名誉ある人物に関しては、これらの手順は免除されることも記載されているとはいえ、このような規定の存在から、市民権授与に介入しようとする教皇に対して、これが都市政府の特権であることを確認しようとする都市側の思惑が垣間見れる。

また一五五八年以降は、都市政府に市民権に係わるいくつかの史料が残っており、ここからも都市側が市民権授与を重視していたことが窺える。³⁵⁾ さらに実際の市民権取得者リストをみると、確かに例外規定を利用することで、教皇が外国要人や教皇庁内の重要人物に政治的恩恵として市民権を与えていたことが認められるが、その一方で大半の人物が都市に長年住んで都市の経済活動に従事してきた者であり、都市条例で定められた規定に従って市民権を獲得したことが確認できる。³⁶⁾ ローマ市民権を取得することは、請願者にとって単に都市政府への道を開くだけでなく、これによって都市の主要聖堂参事会員への選出機会や、免税特権が与えられるなど、実際の利

益をもたらすものとしても重要であった。そのため市民権取得者の多くは、特権の享受を目的に市民権を得たと考えられる。たとえローマに長年住んでいても、市民権を取得しない限り完全なるローマ市民として認められなかったように、一五世紀において市内の人物を定義する際に使われていた市民 (Citadinus) とそれ以外の人物 (Forasteri, Curiali) との区分が、この時代にも色濃く残っていた。市民権とは、まさに都市政府が自らの権限を規定する上での最大の武器であり、市民権授与を拡大する一方で、そのプロセスを厳しくすることで都市政府としての一体性の保持に努めていたといえるだろう。

それではこのように市民権を得た者のうち、実際に都市政府に参加し得た者、すなわち都市政府の根幹をなす決議機関である大評議会に参加できる人物はどのように選ばれていたのだろうか。評議会に関しては一五八〇年の都市条例まで全く規定がなかったため、その初期のメンバーや活動に関してはよく分かっていない。しかし、少なくとも一三世紀から大小二つの評議会が存在し、都市の重要役職者のみに参加する小評議会に比べて、特に大評議会は一六世紀を通してその成員数が増加傾向にあったことが指摘されている。⁴⁰⁾ 一五八〇年の都市条例で

は、このような増加傾向の最終段階として、大評議会には都市の二〇歳以上の全ての「ローマ市民」が参加しうる⁽⁴¹⁾ことが確認されている。しかしこの「ローマ市民」に關してはさらに条件が設けられ、「ローマ一三地区の地区長が毎年それぞれの地区の代表四人とともに作成したリストに名前が挙げられた者を指す」と付け加えられている⁽⁴²⁾。リスト作成がどのようなメカニズムでなされていたのかは今だ明らかにされていないものの、少なくとも市民権保有者が必ずしも都市政府に参加できたわけではなかった⁽⁴³⁾。とはいえ、地区長によつて毎年作成されるこのリストこそが都市政府の基盤をなしており、毎年更新されることで常に都市政府参加者は流動的であったといえる。

さらに都市の役職者選出も、この地区長によつて作成されたリストを基に行われた。役職者選出方法は、マルティヌス五世のローマ帰還以降、最も教皇と都市の対立を生む問題であった。ニコラウス五世によつて、都市の役職者はローマ市民のみと定められたものの、歴代の教皇はその選出に介入してローマ市民権を持たない人物を任命するだけでなく、財政立て直しやクライアント關係を結ぶために都市役職の販売を進めた⁽⁴⁴⁾。またオランダ出

身の教皇ハドリアヌス六世就任の際、新教皇のローマ到着が遅れたことで、教皇の交代時にそれまで教皇から与えられてきたローマ市役職者の承認を受けられなかったことが、ローマ都市政府の権限の正当性を揺るがす大問題となった。これらことから、都市政府は役職者選出方法の伝統そのものにその正当性を求め、以後選出方法の規定が何度も都市評議会で話し合われている。一五八〇年の都市条例は、この流れの中で、おそらく一五世紀半ば以降慣習的に行われていたであろう方法を初めて法的文書として規定することとなった。

その方法とは指名制と抽籤をあわせた選出方法である。都市条例によると、まずそれぞれの地区の地区長のもとに一五歳以上の *gentiliumini* が集まり、各地区一名ずつの役職者選出人 (*Imbussolatori*) を選出する。ここで選出された役職者選出人は三十一歳以上の人物で任期は二年であり、選出後八日以内に秘密裏に二年分の役職別候補者リスト (*Bussola*)⁽⁴⁵⁾ を、先に述べた大評議会参加者リストを基に作成することが義務付けられた。例えば定数三名、三ヶ月任期のコンセルヴァトーレの候補者としては、各地区三名の計三九名が挙げられ、以下地区長、マレシヤルなどの役職が続く⁽⁴⁶⁾。このリストは二年間サン

タ・マリア・アラチエーリ教会聖具室に保管され、役職者の任期交代時にはここに挙げられた名前から抽籤によつて選出が行われた。コンセルヴァトーレの場合であれば、三九名の中から三ヶ月ごとに抽籤が行われ、二年間で計二四名のコンセルヴァトーレが選出された。そして選ばれた人物の名前の頭には十字架の印が、後ろにはその任期が付け加えられ、さらに Busca に名前が挙げられていたが二年経る前に死亡した者の名前にも、その旨付け加えられた。なお都市条例では、この選出式に役職者選出人に加えて都市代表としてセナトーレとコンセルヴァトーレ、地区長代表一名が、教皇庁の代表としてカメルレンゴとゴヴェルナトーレが参加することも定められているが、教皇庁の役職者はあくまで二次的な参加であり、直接役職者選出に介入することはできないことも規定されている^{④⑦}。

このように都市役職者の選出は一三地区制に基づいた伝統的方法である Busca によつて行われており、指名制とはいえ、そこに抽籤を導入することよつて比較的開かれた集団に役職に就く機会を与えたものといえる。またほとんどの役職の任期が三ヶ月と短い上に、同じ職の二年以内の再任が禁止されていたため、個人による役

職の独占も抑制されていた。ただしその一方で一五八〇年の都市条例には、重要役職の候補者の資格について新しい規定が付け加えられている。これによると、原則として都市の役職者は大評議会に参加できる全ての市民に開かれたものであるとはいえ、コンセルヴァトーレや地区長といった一五八〇年の都市条例によつてその権限を大幅に上昇させた重要役職に関しては、それぞれ三五歳、二五歳以上と年齢制限が設けられた。また奉公人や手工業者、肉体労働者は除外され^{④⑧}、さらにローマ市民権を得た者は取得から五年以上経っていることが義務付けられた。もし役職者選出人がこれらの規定に反する人物を選んだ場合には金百ドゥカートという都市条例の中でも最も高額の罰金が課せられることが定められている。このように都市の役職選出方法はある程度の制限はあるものの、新しく都市に参入した者にも開かれ^{④⑨}、また特定の個人による職の独占が抑制されている一方で、役職のヒエラルキーを定めること^{⑤⑩}で、重要なものには厳しい条件が追加されたことが確認できる。

三 ローマ都市エリート層の変遷

(一) 評議会参加者

それでは都市の評議会参加者リストやBissoaを用いて、実際にどのような人物が都市政府を担っていたのかを見ていこう。はじめに大評議会参加者リストを検証していきたい。このリストは、残念ながら、現在のところ一五六九年、一五八一年、一五八四年しか存在が確認されていないが、それぞれのリストでは名前の頭文字をアルファベット順にして、一三地区ごとに氏名が挙げられている。つまりAからはじまる名前の人物をモンティ(Monti)地区以下一三地区ごとに列挙した後、B、Cへ移っていくという形だ。まず三つのリストに挙げられている人物を個人と家系の両方で数を算出した。なお家系は家名を基準にしたものである。当然ながら同じ家名だからといって果たして同一の家であるかどうかに関しては疑問が残る。また同じ家名でも複数の系統に分岐している例はローマでも多く見られ、それぞれの人物がどの系統に属しているかを史料的に確認することは困難といえる。しかし異なる系統とはいえ、同じ祖先を持つ同姓集団としての連帯感があったことは疑えず、特に今回はローマでの家系の古さを基準に考えていくため、以後家系単位で考察を進めていくこととする。

一五六九年のリストには七〇五家一二三三人、一五八

一年のリストには九五二家一七九二人、一五八四年のリストには九五八家一七七四人が挙げられている。ただし、リストに挙げられている千人を超える人物全てが大評議会に毎回参加していたわけではない。実際の評議会には随時七〇人ほどが参加していたと考えられている。しかし少なくとも、このリストに挙げられている人物は実際に都市政府に参加する権利を有していたのであり、これは当時の成人男性人口の約十〜十二％に相当すると推定されている。これら評議会参加資格を有する者の数が、一見しただけでも一五六九年から一五八〇年代までの間に全体的に増えていることが確認できる。さらにリストに挙げられている人物を家系別に見てみると、一五八一年の九五二家のうち一五六九年から存在する家は四二〇家(四四％)、一五八四年の九五八家のうちには三七七家(三九％)と、一五八〇年代にリストに挙げられた家のうち半数以上の家がわずか十年程前の一五六九年にはリストに挙げられていなかったことがわかった。この増加が全て、新しく市民権を得た外国人によるものとは断定できない。だが所属する地区ごとにリストに挙げられた人数の割合を、一五二七年のローマ市全体の人口調査と比較すると、興味深い結果が現れる。

表1 地区ごとに見る人数の推移

地区	1569年	%	1581年	%	1584年	%	1527年の 人口調査	%
Monti (M)	75	6.1	157	9.1	136	7.7	2.835	5.8
Trevi (Tr)	87	7.3	116	6.7	126	7.1	1.754	3.6
Colonna (Co)	151	12.34	162	9.4	217	12.23	3.037	6.2
CampoMarzo (CM)	92	7.5	161	9.3	162	9.1	5.282	10.8
Ponte (Po)	191	15.6	246	14.2	256	14.4	7.621	15.6
Parione (Pa)	1	0.08	133	7.7	83	4.7	6.315	12.9
Regola (Re)	153	12.5	200	11.6	123	6.93	5.537	11.4
Sant'Eustachio (SE)	2	0.16	128	7.4	108	6.08	3.122	6.4
Pigna (Pi)	184	15.0	174	10.1	170	9.6	2.862	5.9
Campitelli (Ca)	80	6.5	75	4.3	90	5.07	1.902	3.9
Sant'Angelo (SA)	52	4.3	57	3.3	65	3.7	3.319	6.8
Ripa (Ri)	15	1.22	11	0.6	7	0.39	1.356	2.8
Trastevere (TT)	140	11.4	109	6.3	231	13.0	3.827	7.9
合計	1.223	100	1.729	100	1.774	100	48.769	100

まずトレヴィイ (Trevi) 地区、コロнна (Colonna) 地区やピーニャ (Pigna) 地区⁵⁵⁾のように古くからの伝統的家系が多く存在することが指摘されている地域では、人口比に比べて評議会参加者の割合が大きいことがわかる。その一方でパリオオーネ (Parione) 地区やサンテウスタキオ (Sant'Eustachio) 地区は商業の中心地として発展し、さらに教皇主導の都市計画が行われたことで教皇庁の高位役職者の住居が集中したため一五二七年から人口が多かったが、一五六九年の段階では極端に評議会参加者数が少なく、八〇年代に急増したことが確認できる。これらの地区がローマの中でも外国人の割合が高いことが指摘されているとはいえず、これだけでこの増加が全て外国人の参入によるものとも言いきれない。例えばデッラ・ヴァツレ家はローマの伝統的家系として一三世紀末から農業経営や薬種商として活躍していたが、教皇庁帰還以降は学問を通じて教皇庁に進出し、さらに一六世紀後半には都市での名声を高めるために従来の居住地であるピーニャ地区、モンテイ地区からサンテウスタキオ地区に居を移している⁵⁶⁾。この例が示すように、地区間の移動は伝統的家系においても見られるものであった。しかしその一方で、一五八一年のリストに挙げられてい

る家のうち、その六割近くが一五六九年にはリストに挙がっていない家であることを考えるならば、これらの増加の背後には、新しく市民権を得た外国人の参入も少なからず考えられるだろう。実際に新しく市民権を得て大評議会リストに参入した家の割合を知るためには、さらに他の史料との比較検証が必要ではあるが、少なくとも現段階で指摘できるのは、一六世紀後半の評議会参加者は極めて流動性が高く、実際に新しい家の者にも道が開けていたという点であろう。

(1) Busola に見る役職就任者

それではこれから新しく都市政府に参入した家と古くからの家の関係は都市の役職就任者にどのように反映されているだろうか。都市評議会参加者のリストが残っている一五八一年、一五八四年に作成された Busola^⑧ を使って、両者の関係を見ていきたい。その際、新旧の目安として先ほどの評議会参加者リストを用いて一五六九年からリストに名前のある家、一五六九年のリストにはなかったが一五八一年および一五八四年のリストには見られる家、どのリストにも名前のない家でグループ分けを行った(表2)。

一五八一年の Busola では一役職について二六〇家三三四人の名前が挙げられているが、その中で一五六九年のリストに見られる家の者は二五六人、一五八一年のリストで初めて都市評議会に参入した家の者は四九人、そして一五六九年にも一五八一年のリストにも名前がない家の者が二九人であった。同様の作業を一五八四年のリストの二四九家三三六人についても行ったところ、それぞれ二七四人、四五人、一七人という結果になった。つまり一五八一年ではリストに挙げられた七七%、一五八四年には八一%の人物が、一五六九年から都市政府に携わる家系の者であったことが確認できる。しかし、これは裏を返せば約二割が新しく都市政府に参入した人物であり、この割合は古い家系という基準がわずか十年ほど前という期間の短さを考えても、非常に高いことが窺える。

また一五八一年、一五八四年の Busola で名前を挙げられていながら、それぞれの年の評議会参加者リストに名前がなかった家が一割強見られることから、必ずしも都市条例で定められた規定に従って Busola が作成されていたわけではなかったことが指摘できる。このような家系が存在する理由としては、教皇など外部からの介入の

表 2

1581-1582 年にかけての Bussola : 11 役職に対して 334 人 (260 家) の名前

		全役職		Conservatore		地区長		マレシャル		その他	
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
旧 77 %	1569 年のリストに 名前のある家	256人	77%	35人 (22)	89.7% (91.7)	104人 (85)	80.0% (81.4)	37人 (26)	75.5% (81.2)	80人 (33)	69.0% (76.7)
新 23 %	1581 年のリストに 名前のある家	49人	15%	4人 (2)	10.3% (8.3)	18人 (14)	13.8% (13.5)	7人 (3)	14.3% (9.4)	20人 (6)	17.2% (14.0)
	どちらにも名前 のない家	29人	8%	0人 (0)	0% (0)	8人 (5)	6.2% (5.8)	5人 (3)	10.2% (9.4)	16人 (4)	13.8% (9.3)
	合計	334人	100%	39人 (24)	100%	130人 (104)	100%	49人 (32)	100%	116人 (43)	100%

1584-1585 年にかけての Bussola : 11 役職に対して 336 人 (249 家) の名前

		全役職		Conservatore		地区長		マレシャル		その他	
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
旧 81 %	1569 年のリストに 名前のある家	274人	81%	37人 (23)	94.9% (96.0)	109人 (90)	83.8% (86.5)	43人 (28)	82.7% (87.5)	85人 (30)	73.9% (73.2)
新 19 %	1584 年のリストに 名前のある家	45人	14%	2人 (1)	5.1% (4.0)	14人 (10)	10.8% (9.6)	6人 (3)	11.5% (9.4)	23人 (8)	20.0% (19.5)
	どちらにも名前 のない家	17人	5%	0人 (0)	0% (0)	7人 (4)	5.4% (3.9)	3人 (1)	5.8% (3.1)	7人 (3)	6.1% (7.3)
	合計	336人	100%	39人 (24)	100%	130人 (104)	100%	52人 (32)	100%	115人 (41)	100%

* () 内数字は実際に役職に就いた者の数

可能性が考えられるだろう。役職者選出が教皇庁の介入を最も受ける問題であるため、都市政府が対処を迫られていたことはすでに述べたが、一五八〇年の都市条例で明確に都市役職者選出方法が定められた後も、教皇の介入は続いていた。このことは一五八〇年以降も、教皇の役職者選出介入に対して撤回を求める直接交渉が頻繁に行われていたことや、Bussola による役職者選出を遵守するために四人の特別委員が選出されていることから窺える。介入の顕著な例は、教皇グレゴリウス三世の庇護を受けてキリスト教に改宗したユダヤ人グレゴリオ・ボンコンパーニが一五八四年に地区長に選出された件であろう。ボンコンパーニというグレゴリウス三世の家名が与えられていることから教皇と彼の個人的つながりの深さが推察されるが、一五八二年特例としてグレゴリオに市民権が与えられ、そのわずか二年後には評議会参加者リストに名前がないにもかかわらず、また都市条例で市民権取得から五年以内の就任は禁止されていたにもかかわらず、彼は地区長に選出されている。まさにこのような異例の選出の背景には、教皇の圧力があつた可能性が強く考

えられる。とはいえ都市条例の規定を無視した選出は常に都市側の反発を招いた⁽⁶⁵⁾。役職別に見るとコンセルヴァトーレや地区長といった重要役職には少なく、多くの場合はそれほど重要ではなかったと考えられる。「役職者審査員」「調停人」「大学改革担当官」といったその他の役職において多く見られる⁽⁶⁶⁾。そして重要な役職であるコンセルヴァトーレや地区長には、その八〇九割が一五六九年のリストにも名前が記載された家であることから、比較的伝統的な家系出身者の割合が高かったことが確認できる⁽⁶⁶⁾。

その際に興味深いのは、コンセルヴァトーレや地区長といった地区ごと選ばれる重要役職では、評議会参加者リストの中で異なる地区に所属するメンバーを多く持つ家の方が選出の際に有利であった点である。例えばマッシミ家は一五八二年四月から六月にかけてサンテウスタキオ地区とサンタンジエロ (Sant'Angelo) 地区から同時に地区長に選出され、さらにその前年の一五八一年四月から六月にかけてはパリオネ地区から地区長に選ばれている。また時には評議会参加者リストでの出身地とは異なる地区から選出されている例さえ確認できた。つまり同じ家に属する者が複数の地区において選ばれる

ことで選出の可能性をたくみに増やすことができたのである。このことは市内の不動産を多く所有する伝統的な家系に追い風になったと考えられる⁽⁶⁶⁾。全体として、評議会参加者同様、役職者就任者も流動性が高く、教皇庁の介入があったことも窺えるものの、新旧の家系は重要役職とその他の役職の就任数に違いが見られるといえるだろう。

(三) コンセルヴァトーレ就任者

最後に、都市政府の重要役職であるコンセルヴァトーレ選出をさらに対象年代を広げることで、より詳しくその就任者の実態を考察していきたい。Bassoや都市評議会の記録をもとに、一部史料が欠落しているところを除き、一五五〇年から一六〇〇年の間にコンセルヴァトーレ就任を確認できた一九四家四八七人を対象に検証を行った。彼らのうち、一人のみコンセルヴァトーレを出した家系出身者は八八人と、全体の人数のわずかに八%であり、この数値からコンセルヴァトーレ職が一部の家系の独占傾向にあったことが窺える(図1)。

最も多くコンセルヴァトーレを輩出したのはマッテイ家で二三人、以下、ムーティ家の一七人、クレシエン

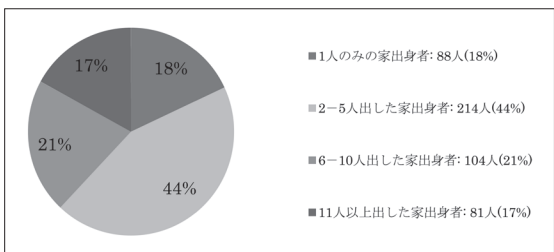


図1 コンセルヴァトーレを出した人数ごとの家の割合

しかしその一方で人物や地区を替えることで連続してコンセルヴァトーレに選ばれる例は見られるため、職の独占傾向は個人ではなく家系単位で行われていたといえる。実際最も多くコンセルヴァトーレを出しているマッテーイ家はトラステヴェレ (Trastevere) 地区、サンタンジェロ地区、コロンナ地区などから選出されており、複

ツイ家の一五人と続く。表3はこれら多くのコンセルヴァトーレを出した家系上位八家を、コンセルヴァトーレの人数、就任時期、就任した地区ごと

とにまとめたものである。これを見ると、多くコンセルヴァトーレを出している家でも、都市条例で定められている通り、同一人物が再任禁止期間内

に選ばれることはなく、個人での職の独占がなかったことが窺える。しかし一人物が再任禁止期間内に選ばれることはなく、個人での職の独占がなかったことが窺える。しかし一人物が再任禁止期間内に選ばれることはなく、個人での職の独占がなかったことが窺える。

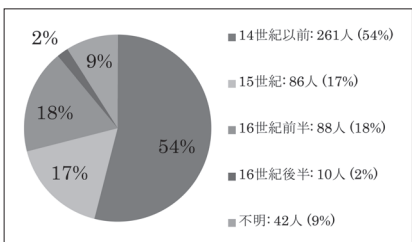


図2 出身家のローマでの起源

数の地区に不動産を所有していることがコンセルヴァトーレ就任を有利にしたことがここでも確認できる。

これら多くのコンセルヴァトーレを輩出した家系、家系の起源から見ると、そのほとんどが教皇庁のローマ帰還以前の二三、一四世紀からローマに定着していた家であることが確認

できる。⁶⁷⁾これをさらにコンセルヴァトーレを出した一九四家全てに当てはめ、出身家系の起源の古さとコンセルヴァトーレ就任の関係を表したのが図2である。ここから約七割の家が一五世紀までにローマに定着していた家系であることが確認でき、全体的にもコンセルヴァ

トーレ就任者は比較的古い家系出身者が多かったといえる。だがその一方で、一六世紀以降にローマにやってきた新しい家系が二割に及ぶ点も無視できない。これら新しい家系を具体的にみると、例えばトスカナ出身のパトリッツィイ家は商業活動のため一五三七年にドメニコが

表3 コンセルヴァトーレ就任回数の多い上位8家(約22%(107/487人)を8家(全194家の4%)が独占)

家の名前	人数	就任状況名前(任期、選出地区)	家の起源
マッテーイ (Mattei)	23人	Curtio (1550.1-3,TT), Alessandro (1554.1-3,?), Aurelio (1558.10-12,TT), Paolo (1562.1-3,SA), Aurelio (1562.4-6,TT), Alessandro (1562.4-6,TT), Ludovico (1564.10-12,SA), Antonio (1565.1-3,TT), Ludovico (1574.7-9,SA), Antonio (1576.10-12,TT), Muzio (1577.1-3,SA), Paolo (1578.4-6,SA), Paluzzo (1580.10-12,SA), Paluzzo (1584.4-6,Co), Ciriaco (1584.7-9,SA), Antonio (1585.10-12,TT), Muzio (1588.10-12,SA), Paluzzo (1589.7-9,Co), Antonio (1591.4-6,TT), Fabio (1594.10-12,SA), Paluzzo (1596.7-9,Tr), Antonio (1596.10-12,TT), Muzio (1599.1-3,SA)	12世紀
ムーティ (Muti)	17人	Giacomo (1554.10-12,Pi), Giacomo (1561.10-12,Pi), Orazio (1564.4-6,?), Prospero (1565.10-12,Tr), Orazio (1569.10-12,Ca), Giovanpietro (1574.1-3,Pi), Giovanni (1574.7-9,Tr), Orazio (1576.4-6,Ca), Cesare (1577.10-12,Pi), Ottavio (1578.7-9,Tr), Alessandro (1581.1-3,Ri), Alessandro (1587.7-9,SA), Orazio (1590.4-6,Ca), Alessandro (1591.10-12,SA), Ottavio (1594.10-12,Tr), Marcello (1595.10-12,Tr), Ottavio (1599.10-12,Tr)	12世紀
クレシエンツイ (Crescenzi)	15人	Giacomo (1551.1-3,?), Francesco (1551.1-3,Co), Giacomo (1553.1-3,SE), Stefano (1555.10-12,?), Fabio (1557.4-6,?), Alessandro (1561.1-3,Co), Alessandro (1564.7-9,Tr), Stefano (1569.1-3,Co), Virgilio (1572.10-12,SE), Ottaviano (1573.7-9,Tr), Stefano (1576.4-6,Co), Virgilio (1577.10-12,SE), Stefano (1580.4-6,Co), Ottaviano (1582.4-6,Co), Ottaviano (1588.7-9,Co)	10世紀
デル・ブーフアロ (Del Bufalo)	14人	Innocenzo (1554.1-3,Co), Girolamo (1559.1-3,Co), Girolamo (1563.1-3,?), Girolamo (1567.4-6,Co), Paolo (1570.1-3,Co), Girolamo (1572.1-3,Co), Ascanio (1575.4-6,Co), Girolamo (1577.4-6,Co), Angelo (1574.10-12,CM), Paolo (1586.7-9,Co), Ottavio (1590.7-9,Co), Orazio (1591.1-3,?), Ascanio (1594.7-9,Co), Muzio (1599.1-3,Co)	14世紀
カヴァリエーリ (Cavalieri)	12人	Giovangiorgio (1563.1-3,?), Tommaso (1564.10-12,SE), Domizio (1566.10-12,SA), Tommaso (1571.7-9,SE), Bartolomeo (1574.4-6,TT), Domizio (1578.10-12,SE), Marzio (1579.10-12,SE), Domizio (1582.10-12,SE), Bartolomeo (1583.1-3,TT), Bartolomeo (1588.4-6,TT), Adriano (1589.7-9,SE), Pompeo (1590.1-3,M)	14世紀
ヤコヴァッチ (Jacovacci)	9人	Domenico (1564.4-6,?), Domenico (1571.1-3,Co), Domenico (1574.4-6,Co), Marcantonio (1579.4-6,Co), Domenico (1585.4-6,Co), Tarquinio (1589.10-12,Tr), Prospero (1593.7-9,Co), Marcantonio (1595.7-9,Co), Prospero (1597.7-9,Co)	Crescenzi 分家
アルベリーニ (Alberini)	9人	Rutilio (1555.10-12,?), Marcello (1564.1-3,M), Marcello (1569.10-12,M), Marcello (1573.1-3,M), Marcello (1580.1-3,M), Bartolomeo (1584.4-6,Re), Bartolomeo (1591.10-12,Re), Andrea (1594.4-6,M), Giovanbattista (1598.7-9,M)	11世紀
サンタクローチェ (Santacroce)	8人	Giacomo (1561.1-3,Re), Giacomo (1564.4-6,?), Giacomo (1569.1-3,Re), Fabio (1570.1-3,Re), Giacomo (1573.1-3,Re), Marzio (1582.4-6,Re), Fabio (1594.10-12,Re), Marcello (1595.4-6,Po)	15世紀前半

一六世紀後半のローマ都市エリート層の変遷

四七九

(四七九)

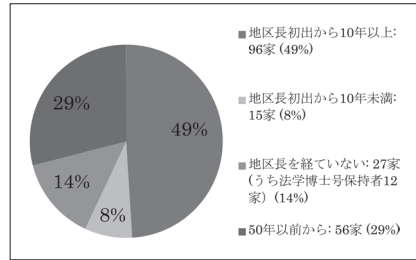


図3 コンセルヴァトーレ就任までの期間

たグッピオ出身のアッコランポーニ家は一六世紀中頃に教皇庁ロータ裁判官の職を得てローマに移住し、サンテウスタキオ地区に居を構えると、以後も教皇庁内の要職を獲得し、一五七三年一〇月にはクラウディオがコンセルヴァトーレに選出されている。その他にも、シエナ出身のボルゲーゼ家や、グッピオ出身のパンフィーリ家、フィレンツェ出身のアルドブランデーニ家など、教皇庁内の職を求めてローマに移住すると同時に、都市の経済活動にも積極的に進出し、後に教皇を出すまでに発展した家も見られる⁽⁸⁾。このように新しくローマにやってき

ローマに居を移し、その後教皇庁内の両法学者にとつて最も名誉ある職である *Avvocato Concistoriale* の職を代々努めることによつて教皇庁内で頭角を現すと、一五七〇年七月と一五七六年一〇月にサンテウスタキオ地区からコンセルヴァトーレに選出されている。ま

てコンセルヴァトーレを輩出した家はどれも、都市での基盤は薄いとはいえ、当初から教皇庁の役職や都市での経済活動において頭角を現していたことが確認できる。

これらの家にとつて、都市政府に参入することは何を意味していたのだろうか。このことを考える上で重要な契機は、一四七四年のシクストゥス四世の勅令によつて、ローマに住む聖職者がローマで得た財産を家族に相続させることが保障されたことにある。この勅令は、そもそも教皇庁の職によつて得た収入を、ローマの美化のために使用するよう奨励するための措置であつた。しかし、教皇庁に進出した人物の親族がこれによつてローマに基盤を移し、一六世紀以降都市での経済活動を通じてローマに定着するようになったことは、彼らの都市政府に対する関心を高めることにつながつた。都市政府での役職が都市での経済活動を行う上で有利となるのはもちろんのこと、特にコンセルヴァトーレ職は名声を獲得し、都市の有力者とのつながりを形成する上で重要であり、このような都市の有力家系との関係は教皇庁での昇進の可能性をもたらしただからである⁽⁹⁾。

では、どのようにしてコンセルヴァトーレという都市政府の中でも最も重要な役職に参入することができたの

だろうか。先に挙げた家系が目にしたのがローマの伝統的家系との婚姻関係である。アルティエーリが一六世紀における伝統的ローマ人の没落と家系存続の危機の原因に挙げているように、一六世紀以降の嫁資の高騰は、教皇庁に集う新しい勢力によって経済的發展を抑えられていた伝統的家系に重くのしかかった。一四七一年以降、歴代の教皇は嫁資の上限を定める勅令を出すものの、多くの場合これらの勅令は外国人を除外していたため、この勢いを助長させ、結果的に伝統的ローマ市民と外国人の結婚を奨励することにつながった。例えば先に挙げたボルゲーゼ家では、一五四一年に教皇庁の職を求めてローマに進出したマルカントニオが、当初は同郷のシエナ人と結婚するものの、二度目の結婚でローマの伝統的家系であるアスタツリ家のフラミニアを妻にしている。彼の子供達も聖職に就いた者を除き、みな伝統的家系の女性との婚姻関係を積極的に結んだ。フランチェスコはオルテンシア・サンタクローチェと、ジョヴァンニ・バッティスタはルドヴィーコ・ランテの娘ヴィルジーニアと、そして一人娘のオルテンシアはフランチェスコ・カッファレッリと結婚している。このような伝統的家系との姻戚関係を通じて人的結合を強化することは、初代

であるマルカントニオ自身がすでに一五五四年コンセルヴァトーレに選出されたことが示しているように、新しい家系に都市政府に参入する可能性をもたらしたのである。

また、このような人的つながりは、ローマの伝統的家系にとっても、単に高額な嫁資を得るという経済的理由だけではなく、教皇庁の役職に進出して基盤をより強固にする上で利益をもたらすものであった。実際、伝統を誇りながらも一六世紀以降ほとんど都市政府から姿を消したアレッシ家やパローニ家、また一六世紀後半以降地区長以上の役職を出さなくなったボルカーリ家やインフェッスーラ家など、経済的衰退によって没落し、あるいは系統間の不和や後継者問題によって断絶していく家は多かった。それに反して、先に挙げたマッテーイ家やムーティ家、クレシェンツィ家から一六世紀に枢機卿がそれぞれ誕生していることは、これら新しい家系とのつながりを巧みに利用した結果といえるだろう。例えばマッテーイ家は、早くから教皇庁の役職がもたらす収入や、それによる家系の社会的上昇の可能性に注目し、当時教皇庁内で教皇に次ぐ権限を有していたギイヨーム・デストウトヴィル枢機卿の娘を、相場の二倍の三千ドゥ

カートという嫁資とともに妻に迎えている。さらにこの結婚は彼の息子チリアコ・マッテーイと教皇アレクサン

デル六世の孫ジュリア・マツトゥツイとの結婚をもたらし、最終的にはその二世代後のマッテーイ家初の枢機卿であるジローラモの昇進に大きく貢献することになった。先にボルゲーゼ家の都市政府参入に貢献したアス

タツリ家もこのことを示す好例といえよう。アスタツリ家に関しては一〇八八年からローマに史料が残っており、一二世紀には枢機卿やセナトーレを輩出するなど、ローマの伝統的家系を代表する家といえる。マルティヌス五世がローマに帰還した際にも、ジョヴァンニ・アスタツリが都市財政の要である財政官に選出され、当時のローマ経済においてフィレンツェ人商人とローマ人商人をつなぐ重要な役割を担っていたことが確認されている。⁽⁷⁸⁾しかしアスタツリ家の繁栄も徐々に陰りを見せ、一六世紀に入ると都市役職からもほぼ姿を消していた。このような状態の打破に一役買ったのが、ボルゲーゼ家と結ばれた先の婚姻関係である。その直後の一五七〇年にジョヴァンニ・パッティスタ・アスタツリがコンセルヴァトーレに選出されており、これ以降アスタツリ家は再び都市内の地位を取り戻すことに成功している。⁽⁷⁹⁾このよう

に新旧家系の姻戚関係は、両者にとって利益をもたらす相互的なものであったといえる。

しかしここで注目したいのは、このように伝統的家系との人的つながりを利用した新しい家系も、当初からコンセルヴァトーレ職に就いていたわけではなかった点である。コンセルヴァトーレを務めた人物は、本人もしくは同じ家系の者がそれ以前に地区長を務めているケースが多くみられる。都市政府で最も重要な役職に就くには都市政府内でキャリアを積む必要があったのだろう。そのことを確認するため、先の一九四家のうちコンセルヴァトーレ就任までに地区長を出しているか、出している場合には地区長初出年からコンセルヴァトーレ就任までにどれくらいかかったか確認した(図3)。一五五〇年代以前からコンセルヴァトーレを出していた三割の家系は除外すると、半数近くの九六家が地区長初出年からコンセルヴァトーレ就任までに十年以上かかっていることがわかる。ごく稀に教皇シクストゥス五世の甥フランチェスコ・ペレッティのように地区長からコンセルヴァトーレ選出までがわずか一年と、異例の早さでコンセルヴァトーレに就いた者もいるが、この場合は教皇という強力な後ろ盾の賜物であることは明らかであり、むしろ

このような強力なコネを持つ人物であっても地区長を経なければコンセルヴァトーレになれなかったといえるだろう。

一方で地区長を経ることなくコンセルヴァトーレになったのはどのような人物だったのだろうか。まず二十七人中一二人と最も多いのは法学博士号を所持する人物だ。その他には一代で経済的成功を収めた人物や教皇お抱えの芸術家などが確認できる。たとえば一五五〇年代にピサから移住した大商人ジローラモ・カウリの孫ティペリオは、当時「イタリアで最も裕福な商人」といわれるほどの経済的成功を収め、七八年四月には他の役職を務めることなくコンセルヴァトーレに任命されている。しかしこのような専門知識や個人的成功によって突発的に選ばれた者は、ほぼ例外なく一代限りで都市政府から姿を消している。このように新しい家系からコンセルヴァトーレに選ばれることはあつたといえ、その場合には古い家系との結婚による人脈や、都市政府内でのキャリアを積む必要があつたのであり、そのようなプロセスを踏んでいない者は、たとえなれたとしても短期的なものに終わった。三ヶ月と任期は短いとはいえ、長期的に常にコンセルヴァトーレ職を保持していたのは、新しい家

系の進出を巧みに利用することで自らのローマでの基盤強化に成功した一部の伝統的家系であつたといえよう。

結論

以上、都市評議会参加者リストや Busola をもとに都市のエリート層を考察したが、市民権授与の増加は確かに都市評議会参加者や役職者に新しくローマにやってきた家系の参入をもたらしたとはいえ、役職者にもみる新旧の家系の割合は重要な役職とそれ以外の役職との間に差があることがわかつた。コンセルヴァトーレのような重要役職では、任期が短くまた再任禁止期間が設けられていたため、個人で役職を独占することはできなかったとはいえ、家系単位ではローマの伝統的家系が優位を占める傾向が見られ、また新しい家の参入もそれらの古い家系のコントロールの下で行われていたといえる。一六世紀後半の社会変化に直面して、伝統を自負するローマ人家系はアルティエーリやアルベリーニの著作に見られるように、ただ単に外国人の都市政府進出に対して受動的であつたのではなく、むしろ市民権の授与を武器として、市民の規定を拡大することで、ローマでの起源は新しいとはいえ教皇庁の役職や都市の経済活動に強い家系を、

都市政府内に積極的に取り込んでいった。しかし重要な役職に関しては、新しい家系の参入は限定的で、時間をかけて古い家系の主導下に行われ、都市政府の中核は一部のローマの伝統的家系によって保持されていた。これは同時代のパリ市当局の役職売官制の発展とは対照的である。教皇庁の中央集権化に対して都市の利益を代弁する者として伝統的特権の保持に努めた都市エリート層は、柔軟性と閉鎖性を使い分けることで、流動性が高い中にも伝統的な家系の下での都市政府としての一体性を巧みに保持していたといえるのではないだろうか。

註

- (1) 主な研究に関しては、拙稿「教会国家形成期における首都ローマの行政活動——一六世紀の都市評議会議事録を用いて——『イタリア学会誌』、第六二号(2012)、pp.75-98を参照。
- (2) 代表的研究として Chiabò (a cura di), *Alle origini della nuova Roma : Martino V, 1417-1431*. Atti del Convegno, 2-5 Marzo 1992. Roma, 1992; Gensini (a cura di), *Roma capitale (1447-1527)*. Atti del IV Convegno di Studio, San Miniato 27-31 Ottobre 1992. Pisa, 1994.
- (3) Nussdorfer, *Civic Politics in the Rome of Urban VIII*. Princeton, 1992; Pavan (a cura di), "Il Comune di Roma. Istituzioni locali e potere centrale nella capitale dello

Stato Pontificio", in *Roma moderna e contemporanea*, IV-2 (1996), pp.311-533; Camerano, *Le trasformazioni del Campidoglio fra XIV e XVI secolo: i conflitti, la normativa, il diritto di cittadinanza e la costruzione del consenso*, Bari, 1998.

- (4) 特に一五世紀半ば以降、教皇庁内の役職者のイタリア人化と、イタリア内情勢との関わりが密接になったことにもない、メディチ家、エステ家、ゴンザーガ家などのイタリア内の支配家系が、ローマでの基盤強化とクラアント関係を求めて枢機卿に進出した。Cf. Partner, *The Pope's Men: the Papal Service in the Renaissance*, Oxford, 1990.

- (5) バローニについては Carocci, "Una nobiltà bipartita: rappresentazioni sociali e lignaggi preminenti a Roma nel Duecento e nella prima metà del Trecento", in *Bullettino dell'Istituto storico italiano e Archivio Muratoriano*, 95 (1989), pp.71-122を参照。マヴィニョン教皇期以降都市と教皇庁の仲介者としての役割が減少したことから、衰退が強調されてきたが、現在は国領レベルでの政治力を失う一方で、都市や近郊では権限を強化していたことが再評価されている。今回は都市政府の就職状況を考察するため論及しないが、一六世紀においてもバローニが様々な人的つながりから都市政府に深く関わっていたことが指摘されており、この点に関しては今後の課題とした。

- (6) 一六世紀末から一七世紀にかけてのローマ有力家系五

一五家のうち爵位を持つ家は一五九九年の段階ではわずかに五〇家にすぎない。CE Ferraro, *The Nobility of Rome, 1560-1700: A Study of its composition, wealth, and investment*, Michigan, 1994, vol.1, pp.53-54.

(7) Altieri, *Li nupziali di Marco Antonio Altieri*, Roma, 1996, pp.110. ただし一六世紀後半は過渡期であり、一七世紀以降は徐々に外部から貴族の概念が流入することによって、都市政府での活動も実質の意味を失い、名譽のための社会的ステータスへと変化した。また一六〇五年以降はバローニも都市の役職につくことが認められ、一六一四年には爵位を持つ貴族でなければ役職に選ばれないと定められた。しかし、これは都市エリート層や都市政府の本質の変化であり、役職者の多くは一六世紀から都市役職を務めてきた家系であったと見える。一七世紀においても実際にはバローニが都市の役職に選出されることは非常に稀であった。

(8) Esch, "Nobiltà, comune e papato nella prima metà del Quattrocento: Le conseguenze della fine del libero comune nel 1398", in Carocci (a cura di), *La nobiltà romana nel medioevo*, Roma, 2006, pp.495-513.

(9) Gennaro, "Mercanti e bovatieri nella Roma della seconda metà del Trecento (da una ricerca su registri notari)", in *Bullettino dell'Istituto storico italiano per il Medio Evo*, 78 (1967), pp.155-203.

(10) ネネディクトゥス一四世の二七四六年の勅令 Urben Romam にある。

一六世紀後半のローマ都市エリート層の変遷

(11) Modigliani, "Continuità e trasformazione dell'aristocrazia municipale romana nel XV secolo", in Delogu (a cura di), *Roma medievale. Aggiornamenti*, Firenze, 1998, pp.267-279.

(12) Mori, "«Tot reges in urbeque civis». Cittadinanza e nobiltà a Roma tra Cinque e Seicento", in *Roma moderna e contemporanea*, IV:2 (1996), pp.388. なお都市の役職者は一五九〇年以前も就任式に参加し、一五六六年からは行列が都市政府の中心であるカンピテリオを通るようになった。就任式の政治的重要性については Visceglia, *La città rituale - Roma e le sue cerimonie in età moderna*, Roma, 2002 を参照。

(13) Carocci, "Presentazione", in *La nobiltà romana nel medioevo*, cit., pp.1-4.

(14) Visceglia (a cura di), *La nobiltà romana in età moderna*, Roma, 2001; Carocci (a cura di), *La nobiltà romana nel medioevo*, Roma, 2006.

(15) 一三四八年以降残る公証人文書史料に関しては Lori Sanfilippo, "Notai e protocolli", in Chiabò, *Alle origini*, cit., pp.413-453.

(16) Palermo (a cura di), *Economia e società a Roma tra Medioevo e Rinascimento: studi dedicati ad Arnold Esch*, Roma, 2005.

(17) Montel, "Les chanoines de la basilique Saint-Pierre de Rome: esquisse d'une enquête prosopographique", in Millet (a cura di), *I canonici al servizio dello Stato in*

四八五 (四八五)

Europa (secoli XIII-XVI), Modena, 1993, pp.105-118.

- (81) 中世ヨーロッパの伝統的同心念を以て Salvatore ad Sancta Sanctorum に關しては Pavan, "La confraternita del Salvatore nella società romana del Tre-Quattrocento", in *Ricerche per la storia religiosa di Roma*, 5 (1984), pp.81-90; Modigliani, *I Porcari. Storie di una famiglia romana tra Medioevo e Rinascimento*, Roma, 1994, pp.254-273.

- (82) Esch (a cura di), *Arte, committenza ed economia a Roma e nelle corti del Rinascimento (1420-1530)*: Atti del Convegno Internazionale, Roma 24-27 Ottobre 1990, Torino, 1995.

- (20) 一四二〇年代のヨーロッパの人口は推計三万人だが、一五二七年の人口調査では約六万人、やがて一六世紀後半には約一〇万人に達したとされる。 Cf. Esposito, "La popolazione romana dalla fine del secolo XIV al Sacco: caratteri e forme di un'evoluzione demografica", in Sonnino (a cura di), *Popolazione e società a Roma dal medioevo all'età contemporanea*, Roma, 1998, pp.37-50.

- (21) Pellegrini "Corte di Roma e aristocrazia italiane in età moderna. Per una lettura storico-sociale della curia romana", in *Rivista di storia e letteratura religiosa*, XXX (1994), pp.543-602; Visceglia, "Burocrazia, mobilità sociale e patronage alla corte di Roma tra Cinque e Seicento. Alcuni aspetti del recente dibattito storiografico e prospettive di ricerca", in *Roma moderna e contemporanea*,

III (1995), pp.11-55.

- (22) Lee (a cura di), *Descriptio Urbis: the roman census of 1527*, Roma, 1985.
- (23) 特に近年は Lee を中心にこれまでの外国人の割合の過剰評価に修正がなされる傾向にある。 Cf) Lee, "Gli abitanti del rione Ponte", in Gensini, *Roma Capitale*, cit., pp.317-343.

- (24) Camerano, "La restaurazione cinquecentesca della romanitas: identità e giochi di potere fra Curia e Campidoglio", in Salvemini (a cura di), *Gruppi ed identità sociale nell'Italia di età moderna. Percorsi di ricerca*, Bari, 1998, pp.55-57.

- (25) Mori, "«Tot reges in urbeque cives»", pp.388-389, 市民権に係わる史料に關しては註35を参照。

- (26) Altieri, *Li nuptiali*, pp.15-17.

- (27) Orano (a cura di), *I ricordi di Marcello Albertini*, Roma, 1901, pp.279. アルベリーニ家に關しては III (三) の表を参照。

- (28) Modigliani, "«Li nobili huomini di Roma»: comportamenti economici e scelte professionali", in Gensini, *Roma Capitale*, cit., pp.345-372.

- (29) ローマの伝統的家系と言われる家系の中で、近世に教皇庁の役職に進出したなかったのは Teuli 家のみである。 Camerano, "La restaurazione", pp.51.

- (30) 今回考察対象とする役職は、あくまで役職選出名簿 (Bussola) に挙げられる職のみとする。そのためあらか

じめ都市側が選出した三人の候補から教皇が任命する司法関係の役職や、入札やコンセルヴァトーレによって選出される財務関係の役職は今回の考察対象には含まれない。また都市評議会議事録からは個々の問題に対しての臨時の役職が多く存在していたことが窺えるが、これらの役職も今回の考察対象から除外する。現在の史料状況では役職者の全体像を示すことは困難だが、少なくとも都市の守るべき伝統的特権として常に議論されてきた *Bussola* による役職を検討することで、都市エリート層の実態の一端を知ることは可能と考えられる。

- (15) Pavan, "I fondamenti del potere: La legislazione statutaria del comune di Roma dal XV secolo alla Restaurazione", in *Roma moderna e contemporanea*, IV-2 (1996), pp.317-335.
- (16) 拙稿「前掲論文 pp.79-80. ただしセナトーレは古代との連続性を体現する存在として、象徴的地位としては都市政府のトップであり続けた。
- (17) Statuta 1523 (*Statuta et novae Reformationes urbis Romae, eiusdemque varii privilegiata diversis Romanis Pontificibus emanata in sex libros divisa nominissime compitata*): Libro I, cap. CLVI, c. 40.
- (18) Statuta 1580 (*Statuta almae urbis Romae auctoritate S.D.N.D. Gregorii papae XIII, Pont. Max. a Senatu populiq. Romano reformata et edita*): L. I, cap. XV, l. III, cap. LVI, LVII.
- (19) Archivio Storico Capitolino (以下 ASC), Camera Cap-

itolina (以下 CC), cred. I, t.I: cred. IV, tt.64-68. 市民権に係わる史料としては、一五五八年からは市民権申請のための請願書が、一五六〇年からは市民権取得者の特権リストが保存されている。ただし、この二つの史料には相関性がなく、その使用に関しては研究者の間で意見が分かれている。しかし少なくとも授与された市民権の特権には差があり、市民権特権リストに名前のある者が都市政府の参政権を得ていたと考えられている。また市民権の持つ特権の度合いから一八世紀には市民権に三つの区分が確立していたことが確認されている。 Cf. ASC, CC, Cred. VII, t.5, cc.59-60.

- (36) 市民権に対する都市政府の関心の強さは、一五四〇年代以降の評議会で市民権授与に関して頻繁に議論されていることや、一五四七年の評議会でも市民権を授与する際に、既定の条件を満たしていることを確認するための役人が選出されていることから窺える (ASC, CC, Cred. I, t.18)。
- (37) 例えば一五八五年にはバルマ公の大使 Giulio Zocco に一五八六年には四人の日本人大使 (天正少年使節) や、教皇庁会計院に属する高位聖職者 Guido Repoli に市民権が授与されている (ASC, CC, Cred. I, t.28)。またこのような例外を用いて教皇の親族に市民権を与えることば都市政府側も市民権を政治的手段として利用していた (拙稿「前掲論文 pp.91-94参照」)。
- (38) Pavan, "Cives origine vel Privilegio", in Spezzaferto (a cura di), *Il Campidoglio e Sisto V*, Roma, 1991, pp.37-

41.

(36) Infessura の定義²⁷⁴。Tommasini, *Diario della città di Roma di Stefano Infessura Scribasano*, Roma, 1890, pp.174. なお、ローマに住む市民以外の住民 (Popolo menuto, Incola) についても明確に区分された。

(40) Franceschini, "Dal consiglio pubblico e segreto alla Congregazione economica: La crisi delle istituzioni comunali tra XVI e XVII secolo", in *Roma moderna e contemporanea*, IV-2 (1996), pp.379-401.

(41) Statuta 1580: L. III, cap. III. 一五六六年四月一六日の大評議会の改革によって承認された。ASC, CC, cred. I, t. 20, cc.105-106.

(42) Statuta 1580: L. III, cap. VIII. 々の規定は一五六〇年以降評議会の中で頻繁に議論され、最終的に一五六九年四月三〇日の評議会で決定された。ASC, CC, cred. I, t. 21, cc.15-16. 市民権の特権授与者リストが一五六〇年以降保管されているのは、この規定の影響が考えられる。

(43) Franceschini は市民権授与者リストと評議会参加者リストを比較することによって、新しく市民権を得た者が評議会に参加するには古い家系との結婚、姻族関係が重要であった可能性を示唆している。Franceschini, "Dal consiglio pubblico e segreto", pp.356.

(44) Tommasini, *Diario*, pp.156⁷. ローマ都市役職者選出における教皇庁と都市の対立に関する研究は少なく、永らくパウルス二世時の都市条例改定 (一四六九) に際して役職者選出方法に関する条項が削除されたことから、教

皇の介入に対する都市側の完全な敗北とみなされてきたが、近年見直しの必要が説かれている。Cf. Leferre, "Apunti sulle «Bussolae Officialium Populi Romani»", in *Archivio della società romana di storia patria*, CXIII (1990), pp.235-259.

(45) Bussola は「もともと抽籤や投票を行う際に使われた壺のような容器を指したが、徐々に役職者選出方法や選出時に使用する候補者リストを指す言葉として使われるようになったと考えられている。現在リストは一五六五年から一六九二年までの存在が確認されている。またこれ以前に関しては一四二二—一四二四、一四二五—一四三〇、一四四七—一四五一年の役職者名簿が残っている。

(46) Bussola の対象となるのは、地区長 (三ヶ月任期・各地区一名、一三〇名)、マレシヤル (三ヶ月任期・各地区一名、五二名)、役職者審査員 (三ヶ月任期・二名、二六名)、役職者審査員付書記 (一年任期・一名、一三名)、道路の役人 (一年任期・二名、一三名)、正義の役人 (一年任期・二名、一三名)、正義の役人付書記官 (一年任期・一名、一三名)、調停人 (一年任期・二名、一三名)、調停人付書記官 (一年任期・一名、一三名)、大学改革担当官 (一年任期・四名、一三名)、ポポロ監査官 (一年任期・二名、一三名)。

(47) Statuta 1580: L. III, cap. XXVIII.

(48) Statuta 1580: L. III, cap. XXVIII. 々の時代に進行中であつた従来のポポロ的要素の消滅と、都市の役職の貴族化がここからも確認できる。

(49) 都市条例の中でローマ生まれのローマ市民であることが唯一条件付けられているのが評議会付書記官職 (Scribasenato) である。この職が都市の記憶を司り、都市政府としての組織の存続を保証する存在であることから、このような条件が設けられたと考えられるが、一五世紀にこの職に就いた Marco Guidi が ファエンツァ から都市に移住した新興勢力であったように、この職でさえも新しい家系の参入の余地があったといえる。

(50) 都市条例は Magistrato と称される重要な役職について、評議会参加の際の服装規定や会議で自由に発言する権利、祝祭時に公に謝礼品を受け取る義務などを定めており、ここに役職者内のヒエラルキーを可視化しようとする動きが見られる。Statuta 1580: L. III, cap. III, VIII, XXIX.

(51) ASC, CC, Cred. I, tt.45, 一五六九年、一五八〇年のリストが残っている理由として、大評議会の参加者に関する規定が一五六九年四月三〇日の評議会で決定され (註42参照)、一五八〇年の都市条例の改定によってこの規定が再確認されたことによる影響が考えられる。また現在これ以外に一五五七年の Regola 地区、Ponte 地区、一五五八年の Trevi 地区のリストの存在が確認されている。ASC, CC, Cred. VI, t.63.

(52) 史料が少なく、また苗字からの特定が困難な中で Coste は二一―一五世紀にかけてのデ・ボンテ家の家系再構築を試みている。Coste, "La famiglia De Ponte di Roma (sec. XII-XIV)", in *Archivio della Società Romana*

di Storia Patria, 111 (1988), pp.49-73.

(53) Ferraro によるとマッテレイ家は少なくとも五つのデル・ブーファロ家は三つの系統に分かれるという。Ferraro, *The Nobility of Rome*, pp.131-135.

(54) Nussdorfer, *Civic Politics*, pp.60-94. なお Nussdorfer はその著作において三つのリストに上げられている人数をそれぞれ一二五六名、一七九九名、一八三六名としている。

(55) 特にこの地区には農業経営を行う伝統的家系が多く存在することから、毛織物に関する商業活動が多いことが指摘されている。Modigliani, "Artigiani e Botteghe nella città", in Chiabò, *Alle origini*, cit., pp.455-477.

(56) たまたま、数値が極端に少ないために何らかの史料の欠如の可能性も否定できない。

(57) Barbalaria, "Il rione Pariene durante il pontificato Sisto: Analisi di un'area campione", in Miglio (a cura di), *Un pontificato e una città. Sisto IV*, Atti del convegno, Roma 3-7 Dicembre 1984, Città del Vaticano, 1986, pp.643-744.

(58) Gatta, "Dal casale al libro: I Della Valle", in Miglio (a cura di), *Scrittura, biblioteche e stampa a Roma nel Quattrocento*, Atti del 2 Seminario, 6-8 Maggio 1982, Città di Vaticano, 1983, pp.629-652.

(59) 限定的ではあるが、一五八一年のリストの Monte, Pigna, Trastevere 地区に挙げられている人物の名字を市民権授与者リストと比較すると、Camerano は大評

議会参加者に新しく市民権を得て参加した者が毎年約二〇%存在したと推定している。Camerano, *Le trasformazioni*, pp.264.

(60) ASC, CC, Cred. IV, tt. 116-117.

(61) Lefevre, "Appunti", pp.235-259.

(62) ASC, CC, Cred. I, t. 28, cc.114-116.

(63) 都市側の反発によって時に教皇は選出の撤回を余儀なくされた(拙稿、前掲論文 pp.93-4)。

(64) これらの役職は近世においてその職務が形骸化していったことが指摘されている。 Cf. Nussortler, *Civic Politics*, pp.74-76. その一方で新道路建設とそのため税金を決定する「道路の管理人」や、市内外のぶどう畑の紛争解決を担当する「正義の管理人」など、都市エリート層の利害に密接する役職には、やはり比較的伝統的な家系出身者が多いことが確認されている。

(65) なおこの傾向は Bussola の中でも実際に役職についた人物とそうでない人物を比較するとより顕著である。現段階では対象事例が少ないため断定は避けるが、少なくとも今回調査した Bussola においては、選ばれなかった者に比較的新しい家系の者が多かったことから、純粋な抽籤ではなく何らかの操作があった可能性を指摘しておきたい。

(66) 伝統的家系の系統分岐が進んだことや、市内の人口増加によって家賃収入が投資の対象として注目されるようになったことから、ムーティ家などローマの伝統的家系による市内の不動産購入記録が一五世紀後半以降の公証

人文书の中に多く存在することが指摘されている。 Cf. Modigliani, "«Li nobili huomini di Roma»", pp.345-372; Parelmo, "Sviluppo economico e organizzazione degli spazi urbani a Roma nel primo rinascimento", in Grohmann (a cura di), *Spazio urbano e organizzazione economica nell'Europa medievale*, Napoli, 1994, pp.413-435. なお当時の住居形態や、教皇庁の存在と連動した家賃の変動に関しては、Broise - Maire Vigueur, "Strutture familiari, spazio domestico e architettura civile a Roma alla fine del Medioevo", in *Storia dell'arte italiana*, vol. V, Torino, 1983, pp.99-160; Vasque Pinerio, "Il mercato immobiliare", in Chiabò, *Alle origini*, cit., pp.555-569.

(67) 家系の起源に関しては一七世紀にローマの家を起源の古々から分類したアメーデンの著作 (Amayden, *La storia delle famiglie romane di Teodoro Amayden con note e aggiunte del con. Carlo Augusto Bertini*, Roma, 1907) をもとに算出した。アメーデンに関しては Visceglia, "La giusta stateria dei porporati. Sulla composizione e rappresentanza del Sacro Collegio nella prima metà del Seicento", in *Roma moderna e contemporanea*, IV (1996), pp.175-6 を参照。

(68) 一六世紀後半にボルゲーゼ家は地区長四回、コンセルヴァアトールレ四回、バンフィーリ家は地区長一四回、コンセルヴァアトールレ六回、アッコランポーニ家は地区長六回、コンセルヴァアトールレに一回選出されている。

(69) 都市のエリート層との関係構築は、世襲ではない特殊

な君主を戴く教皇庁社会において、重要な意味を持っていたといえる。Borelloは、一五世紀半ばにグッピオからローマに定着したパンフィーリ家に関して、この家系が婚姻関係や同心会での活動を通じて早くからローマでの人的つながりを確立したことがローマ劫略の危機的状況を乗り越える上で有益であったと指摘している。Borello, "Strategie di insediamento in città: Pamphili a Roma nel primo Cinquecento", in *Visveglia, Nobiltà romana*, cit. pp.31-61.

(70) アルテイエーリは嫁資高騰による結婚率の低下や、社会的平和を保障する手段としての結婚の道德的意味の低下を批判している。Altieri, *Li nuphiali*, pp.20-28.

(71) 嫁資に対する教皇の勅令に関しては、Fosi-Visceglia, "Marriage and politics at the papal court in the sixteenth and seventeenth centuries", in Dean (a cura di), *Marriage in Italy 1300-1650*, Cambridge, 1998, pp.197-224を参照。

(72) サンタクローチェ家に関しては三(三)の表3を参照。

(73) ビサの名門家系であるが、一四世紀にローマに移住し、一六世紀後半にはコンセルヴァトーレ一名、地区長八名を輩出。ルドヴィーコ自身も五九年から六九年にかけて計四回地区長に選出されている。

(74) ローマでの伝統を誇る家系の一つ。一六世紀には Sant'Eustachio 地区を中心にコンセルヴァトーレ四回、地区長を一九回輩出している。

(75) D'Amelia, "Verso la caduta. Le famiglie Margani e

Lacovacci nella Roma del Cinquecento", in *Disuguaglianze: stratificazione e mobilità sociale nelle popolazioni italiane (dal secolo XIV agli inizi del secolo XX)*, Savona, 1992, pp.83-107.

(76) それぞれ Giovanni Mattei 枢機卿 (一五八六) / Tiborio Muti 枢機卿 (一六一五) / Marcello Crescenzi 枢機卿 (一五四二)。

(77) Feci, "Signore di curia. Rapporti di potere ed esperienze di governo nella Roma papale (metà XV-metà XVI secolo)", in Arcangeli (a cura di), *Donne di potere nel Rinascimento*, Roma, 2008, pp.195-222.

(78) Palermo, "Capitali pubblici e investimenti private nell'amministrazione finanziaria della città di Roma all'epoca di Martino V", in Chiabò, *Alle origini*, cit. pp.501-535.

(79) 最終的にマスタッリ家はハネディクトゥス一四世の一七四六年の勅令によって定められたローマ都市貴族の中でも上位六〇家選ばれている。Pricialuti, "Patriziato romano e cerchie di Campidoglio nel Settecento", in *Roma moderna e contemporanea*, IV (1996), pp.403-421.

(80) Camerano によると一四九六〜一五八八年までに市民権を得てコンセルヴァトーレになった者のコンセルヴァトーレ就任までの平均期間は約二二年であった。Camerano, "La restaurazione", pp.56-57.

(81) これらの家から役職者選出人が多く出ていることと、これら一部の家がコンセルヴァトーレ職を保持することと

を可能にしたと考えられる。

(82) Cf. 高澤紀恵『近世パリに生きる…ソシアビリティと秩序』岩波書店、二〇〇八年。

(83) そのためのイデオロギー的手段として「Romanitas」の概念が使用され、ローマ人としての服装規定や、典礼方法の確立、年代記編集作業や Romanitas をテーマとした美術作品制作が積極的に行われた。Cf. Franceschini, "Le magistrature capitoline tra Quattro e Cinquecento: il tema della Romanitas nell'ideologia nella committenza municipale", in *Bollettino dei Musei Comunali di Roma*, III (1989), pp.65-73. この概念は新しく都市政府に参入した新しい家系によっても、ローマ人との同化の手段として利用された。アルティエーリやアルベリーニの著作はまさにこの文脈で読まれるべきであろう。